

令和7年度 沼津市立病院 劣化診断精査等業務委託契約候補者選定に関する質問と回答

番号	関連項目	質問	回答
1	公募仕様書「1. 業務内容」	「本業務は、現地調査・追加調査・ヒアリング等を～見直すものである。」と記載されており、また、「(1) 劣化診断精査業務」においても「【令和6年度～報告書】記載の現状把握及び内容精査」や「関係者ヒアリング」等のみの記載のため、本業務は【令和6年度の劣化調査診断報告書】をベースとした再調査・精査業務であり、現地調査は目視による調査を主体とし、構造躯体や配管のサンプリングを伴う調査は含まないとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、本業務における現地調査は、目視による確認を主体として実施するものであり、構造躯体や配管等のサンプリングを伴う調査は実施しないものとします。
2	公募仕様書「8. その他」	「院内会議、庁内会議等における報告・説明に資する資料作成について、必要に応じて支援を行うこと。」と記載されていますが、実際の院内会議や庁内会議、市議会への報告対応は本業務に含まないとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、実際の院内会議、庁内会議、市議会等への出席や報告対応は本業務には含みません。 ただし、契約期間内において、当該会議等での報告・説明に資する補助的な資料作成等の支援をお願いする場合があります。